

(案)

印西市地域防災計画

大規模事故等編

令和3年度修正

印西市防災会議

目 次

第1章 総論

第1節 計画の策定方針	事-1
1 計画の目的	事-1
2 計画の対象	事-1
第2節 対策の基本方針	事-2
1 基本方針	事-2
2 対策の実施者と各機関の役割	事-2
3 市の防災体制	事-2
4 災害救助法の適用	事-3

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画	事-5
1 基本方針	事-5
2 予防計画	事-5
3 応急対策計画	事-6
第2節 林野火災対策計画	事-8
1 基本方針	事-8
2 予防計画	事-8
3 応急対策計画	事-8
第3節 危険物等災害対策計画	事-10
1 基本方針	事-10
2 予防計画	事-10
3 応急対策計画	事-10
第4節 航空機災害対策計画	事-12
1 基本方針	事-12
2 予防計画	事-12
3 応急対策計画	事-12
第5節 鉄道災害対策計画	事-14
1 基本方針	事-14
2 予防計画	事-14
3 災害応急計画	事-14
第6節 道路災害対策計画	事-16
1 基本方針	事-16
2 予防計画	事-16
3 応急対策計画	事-16
第7節 放射性物質事故対策計画	事-18
1 基本方針	事-18
2 放射性物質事故の想定	事-19
3 予防計画	事-19
4 災害応急対策計画	事-20
5 復旧計画	事-22

第1章 総論

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

地域防災計画は、地震災害、風水害等の自然災害に対して、市民の生命、身体及び財産を保護するために策定されたものである。しかしながら、近年における市街地の開発、社会基盤の整備等による社会の高度化、複雑化に伴い、社会的な事故の発生により市民生活に多大な影響を及ぼす災害に対して、市の機能をもって対処する必要がでてきた。

そこで、地域防災計画（大規模事故等編）を策定し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、予防対策、応急対策等を定めることにより、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図る。

2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える次の災害である。

〈計画の対象とする災害〉

- | | |
|-----------|---------|
| ① 大規模火災 | ② 林野火災 |
| ③ 危険物等災害 | ④ 航空機災害 |
| ⑤ 鉄道災害 | ⑥ 道路災害 |
| ⑦ 放射性物質事故 | |

第2節 対策の基本方針

1 基本方針

大規模事故等の災害は、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的であり、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網等が機能している。

また、市民生活への影響範囲も大きくはないため、事故そのものへの対応が中心となる。そこで、大規模事故等の災害への基本的な方針を次のように定める。

〈大規模事故等の災害への基本方針〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 一刻も早く人命救助と二次災害の防止を図ること② 正確な情報を収集し、事故の影響から市民の安全を図ること③ 被災した市民等へ必要な支援を行うこと |
|---|

2 対策の実施者と各機関の役割

大規模事故等の災害対策は、原則として、第1に事故の原因者、所管施設の所有者、管理者、第2に印西地区消防組合、印西警察署、印西市消防団等が、救助、救急、消火等の対策を実施することになる。

事故による被害が甚大な場合、あるいは市民等への影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

各機関の業務大綱及び所掌事務は、地域防災計画（風水害等編）の規定に準ずるものとする。

3 市の防災体制

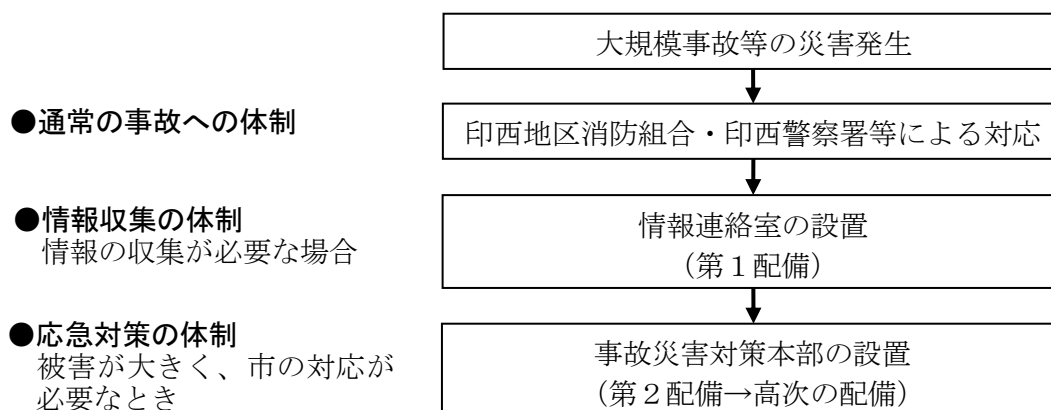
大規模事故等の災害が発生した場合は、防災課に情報連絡室を設置、必要な要員を動員し、情報の収集、連絡を行う。

大規模事故等の災害の状況により市の各部における対策が必要な場合は、市長を本部長とする事故災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

また、要配慮者への対応については、「印西市避難行動要支援者避難支援計画」（令和2年4月）に準じるものとする。

〈大規模事故等の災害の防災体制〉



4 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害等編に定めるところによる。

大規模事故等の災害時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

大規模な延焼火災、ビル火災等による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災の発生を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、予防及び発生時の応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

市は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策を図る。

1) 建築物の防火規制

防火地域及び準防火地域の指定

2) 都市防災不燃化促進

(2) 防災空間の整備・拡大

市は、延焼を防止するためのオープンスペース等、防災空間の整備・拡大するために次の対策を行う。

1) 緑地の保全

2) 火災に強い樹木の植栽

3) 街路の整備

(3) 市街地の整備

市は、防災上安全性の高い市街地の形成を推進するため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区の形成に努める。

(4) 火災の予防査察

印西地区消防組合は、火災を未然に防止するため、消防法、火災予防条例等に基づき予防査察を行う。

(5) 建築物の防火対策

印西地区消防組合は、次の建築物の防火対策を行う。

1) 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

2) 特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

3) 火災警報器等の設置

消防法に基づき住宅用火災警報器等の設置が義務づけられたため、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器、または住宅用火災報知設備を設置するように指導する。

(6) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。そのため、印西地区消防組合は、大規模・高層建築物の管理権原者または関係者に対し、(5)「建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ① 高水準消防防災設備の整備
 - ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ③ 防災センターの整備
- 2) 消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の要員に対する高度な教育の計画的な実施
- (7) 文化財の防火対策
- 印西地区消防組合は、文化財の所有者または管理者に対して、下記事項を指導する。
- 1) 消防設備の設置・整備
 - ① 消火器、消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等の設置
 - ② 自動火災報知設備、漏電火災警報器等の設置
 - 2) 防火管理
 - ① 定期的な巡視及び監視
 - ② 危険箇所について消防機関から指導を受ける。
 - ③ 防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画の作成
 - ④ 毎年1月26日の文化財防火デーを中心に、消防機関と連携を図り、文化財建造物の消火訓練等を行う。
- (8) 消防組織及び施設の充実
- 印西地区消防組合及び市は、消防職員及び消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

3 応急対策計画

- (1) 情報収集・伝達体制
- 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。
- (2) 消防活動
- 印西地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- (3) 救助・救急
- 印西地区消防組合は、火災現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。
- また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (4) 交通規制
- 印西警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保及び適切な交通規制を図る。
- (5) 避難
- 市は、火災が拡大し危険な区域に対しては、避難指示等を発令し、安全な地域に避難所を開設する。
- 印西市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。
- また、印西警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。
- (6) 救援・救護
- 市は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

市は、火災発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS及びCATV等を活用する。

第2節 林野火災対策計画

1 基本方針

特に利根川河川敷や印旛沼周辺の大規模な野火等の火災の発生を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、予防及び発生時の応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 防災広報

市及び印西地区消防組合は、インターネット、市防災行政無線、広報紙等を利用し住民に対し、野焼きの禁止やタバコの火の不始末防止等の広報を実施する。

(2) 消防組織及び施設の充実

市及び印西地区消防組合は、消防職員、消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

(2) 総合的消防体制の確立

1) 警報連絡体制の確立

印西地区消防組合は、火災警報その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、警報連絡体制を確立させる。

2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市長が実施することとなるため、指揮体制の確立を図る。

3) 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
ヘリコプターによる空中消火を支援するため臨時離発着場等を確保する。

(3) 救助・救急

印西地区消防組合は、火災現場における救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

印西警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保及び適切な交通規制を図る。

(5) 避難

市は、火災が拡大し危険な区域に対しては、避難指示等を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

印西市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、印西警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 救援・救護

市は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

市は、火災発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS、CATV等を活用する。

第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、予防及び発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

- ① 危険物：消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- ② 火薬類：火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- ③ 高压ガス：高压ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの（例）液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
- ④ 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など
- ⑤ 指定可燃物：危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）第1条の12に規定されているもの（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など

2 予防計画

(1) 予防査察

印西地区消防組合は、消防法その他法令に基づいて、危険物等施設の設置または変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物等の規制を実施する。

(2) 事業所防災対策の強化

印西地区消防組合は、施設の所有者、管理者等に対し、危険物等施設の規模に応じて、危険物保安監督者等の選任、予防規程等の作成、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。

(3) 水域への劇物等有害物質の流入に係る防災対策の強化

市は、利根川や印旛沼等の水域への劇物等有害物質の流入を想定し、飲料水の摂取制限に関する広報計画、給水活動計画、汚染域の特定に係る情報収集体制の強化、県あるいは市町村間の連携体制強化等の防災対策を強化する。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

印西地区消防組合は、被災現地に職員を派遣するなど、被災状況を的確に把握し、関係機関に連絡する。

事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

(2) 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火し、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

印西地区消防組合は、事故現場における救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

印西警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保及び適切な交通規制を図る。

(5) 避難

市は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示等を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

印西市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、印西警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 救援・救護

市は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS及びCATV等を活用する。

劇物等有害物質が水源水域へ流入した場合には、飲料摂取制限や給水に関する広報を行う。

第4節 航空機災害対策計画

1 基本方針

航空機の墜落・炎上等により死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、予防及び発生時の応急対策について定める。

2 予防計画

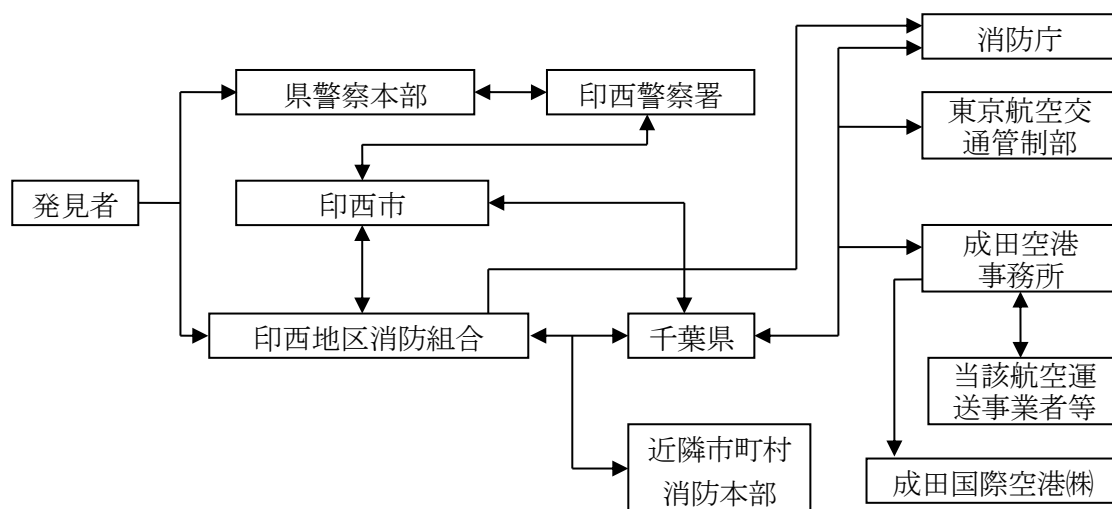
市は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

印西地区消防組合は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

なお、発生地点が明確な場合の連絡系統は、次のとおりである。



(2) 消防活動

印西地区消防組合は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

印西地区消防組合は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、担架等の必要な資機材を投入して救出にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、印旛市郡医師会、千葉県印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

(4) 遺体の収容

市は、遺体の一時保存所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

(5) 交通規制

印西警察署及び道路管理者は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(6) 避難

市は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示等を発令し、安全な地域に避難所を開設し、収容する。

(7) 防疫・清掃

市は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、災害救助法等の定めにより行う。

(8) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS及びCATV等を活用する。

(9) その他支援

市は、県及び原因者等関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第5節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

列車の衝突、脱線等により死傷者または火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し、災害時の被害の拡大を防止するため、予防及び発生時の応急対策について定める。

2 予防計画

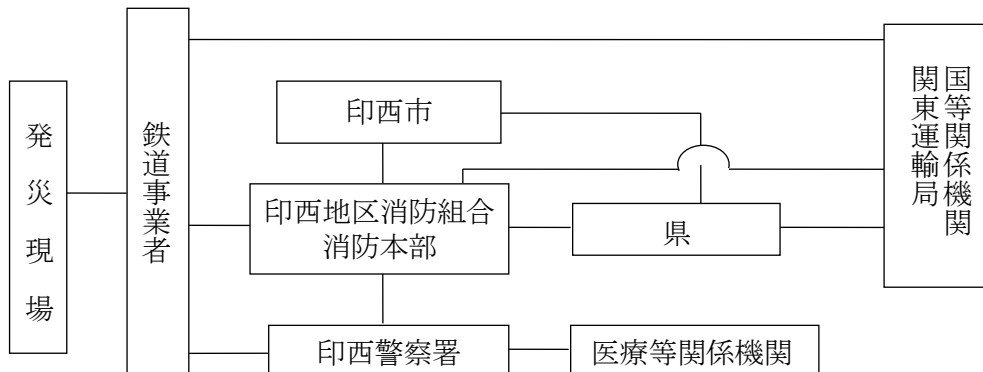
東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社、成田高速鉄道アクセス株式会社は、車両や輸送に関する安全を確保する。

また、市、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

3 災害応急計画

(1) 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。
なお、鉄道事故災害時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



(2) 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

印西地区消防組合は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、担架等の必要な資機材を投入して救出にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、印旛市郡医師会、千葉県印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

(4) 交通規制

印西警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなど、的確な交通規制を図る。

(5) 避難

市は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示等を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難所を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

(6) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS及びCATV等を活用する。

第6節 道路災害対策計画

1 基本方針

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、予防及び発生時の応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 道路構造物の被災防止

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

(2) 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合、道路管理者は、印西警察署、印西地区消防組合等に通報する。

印西地区消防組合は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

(2) 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

印西地区消防組合は、事故現場における救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

印西警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保及び適切な交通規制を図る。

(5) 避難

市は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示等を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

印西市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、印西警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS及びCATV等を活用する。

第7節 放射性物質事故対策計画

1 基本方針

千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所は存在しないが、核燃料物質を使用している事業所があり、市内には医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等取扱事業所がある。

また、千葉県は、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）または放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、県及び市は、核燃料物質等または放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、県内では、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、生活や社会経済活動などに様々な影響が及んだ。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じた。

これらを受け、印西市地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

※核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場または事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場または事業所をいう。

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場または事業所をいう。

※放射性同位元素等取扱事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場または事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場または事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所

2 放射性物質事故の想定

- (1) 放射性物質取扱事業所における事故の想定
放射性物質取扱事業所における人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えい等の事故を想定する。
- (2) 放射性物質の運搬中における事故の想定
放射性物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力事業所が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、放射性物質が県内を通過する可能性は大きい。そこで、放射性物質の事業所外運搬中の事故を想定する。
- (3) 他県事故に伴う本市への影響想定
原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県、茨城県に所在している。これらの施設において、地震、津波、火災、人為ミス等による事故を想定する。
- (4) 原子力艦の事故の想定
原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料種類や量等が不明確であるが、(3)と同様の事故を想定する。

3 予防計画

- (1) 放射性物質取扱事業所に係る事故予防対策
放射性物質取扱事業所の事業者は、原子力災害対策特別措置法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づき、災害の発生もしくは拡大を防止する措置をとる。
- (2) 放射性物質取扱事業所の把握
市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。
- (3) 放射性物質事故発生時の体制整備
市は、次の対策の実施を検討する。
 - 1) 情報収集・連絡体制の整備
関係者との情報収集・連絡体制を整備する。特に、夜間、休日の場合に対応できる体制とする。
 - 2) 応急活動体制の整備
職員の非常参集体制を整備する。また、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。
 - 3) 退避誘導體制の整備
事故発生時に適切な退避誘導が図れるよう、自主防災組織等による避難体制や、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援体制を整備する。
 - 4) 防災教育・防災訓練
防災関係職員に対して放射性物質事故に関する教育を実施する。
また、市民に対し放射性物質事故に関する知識の普及、専門家等の活用による訓練を実施する。
 - 5) 防護資機材等の整備
市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。
また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める

ものとする。

4 災害応急対策計画

放射性物質事故発生時の対応は、本計画の他、「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県平成25年3月修正）によるものとする。

(1) 情報の収集・伝達体制

1) 通報

放射性物質取扱事業所の事業者は、放射線障害のおそれ、または放射線障害が発生した場合には、消防本部、市、県、警察本部、原子力規制庁または文部科学省原子力安全委員会等に通報する。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ① 事故の種類
- ② 事故発生の時刻
- ③ 事故発生の場所及び施設
- ④ 事故の状況
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される被害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項

2) 被害状況の報告

放射性物質取扱事業所の事業者から放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、市は、県に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

(2) 事業者による応急対策活動の実施

1) 放射性物質取扱事業所

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずる。

2) 放射性物質の事業所外運搬

原子力事業所の事業者または当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を行う。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に必要な要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。

また、上記以外の事業者または当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

(3) 緊急時の環境放射線モニタリング等活動の実施

県が、必要に応じ放射線モニタリング等連絡会議を設置し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指示、指導または助言を得て、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握した後、市はそれに必要な協力を行うものとする。

県による環境放射線モニタリング等活動項目は次のとおりである。

- ① 大気汚染調査

- ② 水質調査
- ③ 土壌調査
- ④ 農林水産物への影響調査
- ⑤ 食物の流通状況調査
- ⑥ 市場流通食品検査
- ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
- ⑧ 廃棄物調査

(4) 消火活動

放射性物質取扱事業所等において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

印西地区消防組合は、事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」等に基づき、消火活動方法を決定し、安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

(5) 避難

県は、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡または必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、「屋内退避」または「避難」の措置を講ずる。

(6) 飲料水・食料の摂取制限等

市は、国の指示に基づき、放射性物質により汚染または汚染のおそれのある飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取・出荷制限等、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置について関係機関に広報する。

〈食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準〉

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

(7) 広報活動

市は、地域住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る情報または被害拡大を防止するための避難の指示等をふまえた警戒情報について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS及びCATV等を活用する。

(8) 広域避難者対応

市は、災害範囲が広域で市域外から避難してきた避難者については、避難元自治体及び県と連携・協力し、受入れ体制を整える。

また、県と連携して次の支援を行う。

1) 避難者情報の提供

避難者から所在情報等を把握し、避難元の自治体に提供する。

2) 住宅等の滞在施設の提供

広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借り上げ等による滞在施設の提供に努める。

- 3) 被災者への情報提供等
避難元の自治体と連携して情報提供に努める。

5 復旧計画

(1) 汚染された土壌等の除染等の措置

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染された土壌等の除染及び除去等を行うものとする。
市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

(2) 各種制限措置の解除

市は、国の指示に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等の解除を広報する。

(3) 被災者の健康管理

市は、市民等の健康被害について、印旛健康福祉センター等と協力して調査を行うとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

市は、国、県と連携し、各種環境放射線モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

放射性物質取扱事業所の事業者は、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理を行うものとする。

市または印西地区環境整備事業組合は、国の指示に基づき廃棄物等の適正処理がなされるよう、必要な措置を講ずる。